

管財課車両による交通事故に伴う損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一



専決処分書

管財課車両による交通事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年(2012年)6月21日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

財務部管財課車両による交通事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2009年1月7日
- 2 事故発生場所 町田市本町田2207番地
- 3 事故の概要 管財課車両が脇道から右折して本線に進入した際、誤って信号待ちで停車中の相手方車両の後部に追突し、運転者である相手方に後遺障害を伴う傷害を負わせたもの
- 4 事故の種別 対人事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額

	項 目	算定額	備 考
傷害	治療費	1,436,578円	治療期間578日
	休業損害	419,073円	休業損害、賞与減額
	慰謝料	1,520,000円	
	小計	3,375,649円	
後遺障害	逸失利益	1,405,250円	年齢別平均給与（3,639,600円）× 喪失率（5%）×喪失期間（10年： 7.722）
	慰謝料	1,000,000円	
	小計	2,405,250円	
合 計		5,780,899円	
	既払額	△1,436,576円	共済会より医療機関に支払済
		△1,500,000円	自賠責より支払済
残額金		2,844,323円	様への示談締結による支払額